

〔史料紹介〕

外務省所蔵、花岡鉦山七ツ館事件関係資料について

茶 谷 十 六

I. 「花岡事件」「七ツ館事件」とは

秋田県の花岡鉦山は、中国人強制連行と虐待のいわゆる「花岡事件」で知られている。

アジア太平洋戦争最末期の一九四五（昭和二十）年六月三十日、重労働と虐待に抗議して中国人連行者が一斉蜂起したが、鎮圧の上、全員が捕縛され、厳しい拷問と虐待が行われた。当時、花岡鉦山には中国人俘虜九八六人が強制連行され、主として花岡川の水路変更工事に従事させられていたが、全期間を通して四一人が死亡している。帝国主義日本による強制連行問題の中でも最悪の事件として記憶されている。

しかし、これと深いかわりのある「七ツ館事件」については、ほとんど知られてこなかったというのが実情ではなか

らうか。

一九四四（昭和一九）年五月二十九日、花岡鉦山七ツ館坑において大陥没事故が起こった。この事故で、日本人一人、朝鮮人一人が犠牲となった。これが七ツ館事件である。

同和鉦業株式会社の「創業百年史」には次のように書かれている。「五月二十九日、突如として七ツ館坑が坑内伏流水の異常出水のために崩落し、奔出した地下水は泥流水となつてたちまちポンプ座を侵し、連絡坑道に侵入して堂屋敷七番坑以下を水没させるといふ不測の災害が発生、崩落箇所で十二名の尊い殉職者を出した。まことに花岡鉦山史上、痛恨さわまりない出来事であった。」

花岡鉦山は、当時、日本有数の銅鉦山であった。もともと小坂鉦山とともに藤田組の経営となっていたが、日中戦争の

開始以来、その軍事的役割の大きさに鑑みて、国策会社帝國鉱業開発株式会社（鉱発）の経営下におかれ、軍需省の直轄の下で増産が督励されていた。

七ツ館坑は新しく開発された有力鉱脈であり、堂屋敷坑と地下の連絡坑道で結ばれていた。連絡坑道の上には花岡川が流れており、浸透した水が滴り落ちて危険きわまりない状態にあった。七ツ館坑に人間運搬のための独自の施設を設置するようにとの現場の要求を会社は聞き入れず、乱掘した後の埋め戻しもしないまま坑内の安全性は全く無視された。

七ツ館事件は、激烈化した戦時下とはいえ、増産優先と安全無視の生産体制が生み出したまぎれもない人災であった。

しかも、犠牲者の半数を占める一人の朝鮮人は、当時日本の植民地支配下にあった朝鮮から強制的に連行されてきた人たちであった。大多数が二〇代、三〇代の働き盛り、中には一〇代の若者も二人ふくまれている。このうちの三人は五月八日に入所したばかり、到着してわずか二〇日後に犠牲となったことになる。

この事故の後、陥没事故の原因となった花岡川の付け替え工事が急務となり、中国人俘虜の強制連行が行われ、それが翌年六月三十日の一斉蜂起につながることになる。花岡事件と七ツ館事件は、戦時下の花岡鉱山で起こった密接不可分な二つの事件であった。

Ⅱ. いわゆる「厚生省名簿」の分析から

従来、秋田県における朝鮮人強制連行の実態を知るための資料として活用されてきたのが、いわゆる「厚生省名簿」であった。

「厚生省名簿」とは、一九四六年六月十七日付、厚生省勤労局発の第三三七号通牒にもとづいて、一九四六年七月十九日付で、秋田県知事から厚生省へ提出した報告「朝鮮人労務者に関する調査の件」のことである。これには、秋田県内二五の事業所、六八五九人の名簿が記載されている。朝鮮人労務者一人ひとりについて、本籍、生年月日、入所年月日、退所年月日、退所理由（死亡・病氣・負傷・逃亡等）、賃金、退所時の処遇等が明記されている。

このうち同和鉱業花岡鉱業所一九七八人、鹿島組花岡出張所一三〇人、計二一〇八人が記載されている。秋田県に動員された人数の三分の一近くが花岡鉱山に動員されていたことがわかる。

近年、この名簿の分析を通してその実態が明らかとなり、韓国の政府関係機関である日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会との協力によって、「七ツ館事件」犠牲者の大多数の実名が確定され、数名の遺族の存在も明らかになった。

犠牲者の一人崔泰植さんの長女崔光淳さんもその中の一人

であり、事件の七〇周年に当たる二〇一四年五月二十九日に、家族三人で父の「最期の地」を訪れ、日本人犠牲者の遺族たちと共に、追悼式に列席した。

Ⅲ. 外務省所蔵、花岡鉦山七ツ館事件関係資料について

1. 本資料の概略

この資料は、外務省が二〇〇〇年十二月二十日に公開した（二六回目）外交文書に含まれており、現在、外務省外交資料館において、マイクロフィルムで公開しており、閲覧・プリントが可能である。内容は次の二つの部分からなっている。

A. 「花岡鉦山朝鮮人事件に関し資料提供の件」

一九五五年一月十一日、外務省作成

1. この日、同和鉦業株式会社（本社）常務取締役森田庸男、同社花岡鉦業所総務課長島沢恭一の二名が外務省を訪れ、持参した「七ツ館坑陥没災害報告書」を提示して、事件の経緯とその後の措置について説明した。文書は、対応した職員が書き留めた同和鉦業側の説明要旨のメモであり、外務省の野紙にペン字で手書されている。

2. 冒頭に、(三〇・一・一一 亜 五課)の添書きがある。

り、「一九五五（昭和三〇）年一月十一日、外務省アジア局第五課」を意味する。

3. 文書冒頭に「第五課長」の文字印が押されており「了」のサインがある。

4. 来訪者2名につき、それぞれの名刺が添付されている。

B. 「七ツ館坑陥没災害報告書」

一九五四年十二月二十三日、同和鉦業花岡鉦業所作成

一九五五年一月十一日、同和鉦業より外務省に提出内容は、つぎの一〇項目にわたって、具体的に詳細に記述されている。

- ① 陥没年月日時
- ② 陥没の原因
- ③ 災害当日の従業員稼働数
- ④ 殉職者数及右同氏名・年齢・職種・本籍地並びに住所
- ⑤ 救助作業過程
- ⑥ 殉職者及遺族に対する処置
- ⑦ その後の遺家族との関係
- ⑧ 殉職者遺体引揚げ作業状況
- ⑨ 七ツ館坑関係、鉦業所指示系列並びに氏名
- ⑩ 七ツ館坑関係図面

2. 調査の経過

本資料が公開された二〇〇〇年十二月に、朝鮮人強制連行真相調査団が、関連部分のフィルムコピーを申請し、翌年一

月に受け取って分析を開始、秋田県内で開催された写真展で展示されたこともあった。

以来日韓両国の研究者にその存在が知られていたが、フィルム画像が不鮮明なため充分に分析・研究がおこなわれてこなかった。そのため、二〇一四年四月二十三日(水)、外務省外交史料館においてマイクロフィルムを直接閲覧して解説に尽力した。文書全体が解説・公開されるのはおそらく初めてのことであろう。

文書の内、「七ツ館災害当時坑道図及罹災者位置想像図」を含む図面九葉と、「罹災者給与金額」については、マイクロフィルムではまだ不明な点が多いため、四月三十日(水)付、外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室に対して原本の閲覧と撮影を申請、五月一日付にて、該当史料のカラーコピーを交付された。これによつてはじめて、図面そのものの分析が可能となり、「罹災者給与金額」の数値化が可能となった。

文書の分析を通して、花岡鉱山七ツ館事件の実態が浮き彫りとなり、朝鮮人強制連行について、当時の国家と企業がどのように関わっていたか、戦後に至つて、企業が果すべき責任をいかに回避してきたかということが明らかとなるであろう。

3. 本史料を通して見えてくるもの

戦後一〇年、事故後一年を経た時点で、同和鉱業株式会社は、あらためてこの事故が、不可抗力による災害であったこと、事故後のすべての対応は会社独自の判断ではなく監督官庁との協議の上でおこなったものであり、会社には責任を問われる謂れはないこと、殉難者に対する弔意、遺族に対する補償等はすべて完了しており、あらためて取り組むべき義務は全く存在しないこと、唯一残されている課題として殉難者の遺体の収容と遺骨の収集、及びその送還のことがあるが、それについては取り組み中であり、近い将来に実現するであろうことを強調している。

以下、報告書の内容に沿つて具体的に検討してみよう。陥没事故発生後、坑内に取り残された二三名の救出作業がすすめられたが、一名が奇跡的に救出された後、主坑道であった堂屋敷坑の保全のために、鉱山監督局・大館警察署と協議の上、「遭難者は殉職したものとして」坑内救助作業を中止した。六月十六日のことであった。その後、坑内地盤の安定のために大量の土砂による埋め立てが行われ、一九五一年十二月までの六年間で土量八〇〇〇トンを要したという。

殉難者に対しては別紙の通り、「特別弔慰金」「法定給与金」「香奠その他」が支給されている。特別弔慰金の内には、大臣見舞金、社長見舞金、藤田男爵見舞金がある。大臣とは、

軍需大臣東条英機である。ちなみに軍需次官は、元商工大臣岸信介であった。商工大臣時代、岸信介は直接秋田に赴いて、小坂・尾去沢・花岡鉱山の増産を督励した。朝鮮からの労働力の導入（いわゆる「官斡旋」「徴用」）を進めたのも岸商工大臣であった。軍需省は、商工省を發展改組したものであった。また社長とは、国策会社帝國鉱業開発株式会社社長菅禮之助である。当時もほとんどの花岡鉱山の経営者であった藤田組は、国策会社鉱発に吸収されていた。藤田男爵は、この藤田組の当主藤田氏である。当時の花岡鉱山は、アジア太平洋戦争の終末期、国家総動員体制の下、軍需省の統括下、国策会社の経営下であり、安全無視の増産体制が極端に強行されていたことが理解されよう。まさに起こるべくして起こった事故であったといえよう。

殉難者の遺族たちが最も強く求めたのが遺体の引き揚げ、遺骨の収容であった。このことについて、事件から一〇年後になる一九五四年十二月の時点で埋め戻し作業を完了し、ボーリングによる地下の調査の上で掘り出し作業に取りかかり、明年、一九五五年五月頃から遺体の引き上げが可能となるであろうとの見通しを述べている。さらに遺体・遺骨収容の上で合同慰霊祭を挙行し、遺骨の故国への送還のことまで述べている。

その後の経過を見れば、この遺体の引き上げや遺骨の返還

の約束は全く実行されていない。ここで述べられているのは、その場しのぎの方便であったのか、その後の採掘優先、経営優先の結果であったのか、いずれにしても会社の不誠実さが際立っている。

この資料には、九枚の「七ツ館坑関係図面」が添付されている。①七ツ館坑南北断面図、②一番坑、③二番坑、④三番坑、⑤四番坑、⑥五番坑、⑦六番坑中段、⑧六番坑、⑨七ツ館災害当時坑道図及罹災者位置想像図がそれだ。この度、外務省外交史料館と同省外交記録・情報公開室の配慮により、マイクロフィルムの閲覧とプリントの上、原本からの直接のカラーコピーを入手することができた。従来白黒撮影の映像では全く分からなかった図面の詳細な内容を初めて手にすることができた。特に「七ツ館災害当時坑道図及罹災者位置想像図」には、陥没事故当時二二名の殉難者たちが作業していたであろう場所が一人ひとり具体的に図示されている。

この図面から、事故当時、会社は殉難者たちの遭難した場所を正確に掌握していたことが知られる。五年後、一〇年後といえども、この図面に基づいて遺体の収容、遺骨の収集に当たれば、十分に可能性があったはずである。この図面は、改めて事故の後、戦後の長きにわたってなすべきことをなさなかった会社の不誠実さを示すものとなっているといえよう。

資料 A

花岡鉦山朝鮮人事件に関し資料提供の件

(三〇・一・一一 亜 五課)

一月十一日、同和鉦業森田常務、畑沢^{ウツ}総務部長来訪、別紙資料を提示、要旨つぎのとおり述べた。

(1) 昭和十九年五月二十九日、花岡鉦山に不可抗力の陥没事件が起り、当時坑内作業中の二二二名が犠牲となった。(内地人一名、朝鮮人一名) 当時地層極めて不安定で危険なりしたため、鉦山監督局の意見で死体発掘作業はとりやめ、地層安定作業を爾来継続、ようやく最近発掘作業をはじめられるようになり、本年五月頃には死体が出はじめる見込みである。

(2) 事件当時すでに犠牲者については一切の措置を講じ、葬儀、弔慰等を完了してある。

(3) 然るに最近花岡在住の朝鮮人二五名が本件をむしかえし、会社に対し自分たちを雇入れるようとか、現在の賃金ベースに引直して当時の賃金を支払えとか無法な要求を行つてゐる。

(4) 最近地元警察より連絡を受けたところでは、何か朝鮮

人の団体が本件につき、一月中に外務省、韓国代表部等に陳情する計画なりとの情報であつたので、事前に外務省に事件の経緯を知つておいてもらうため、本日資料を持参した次第なり。

(5) 死体がある程度出揃えば合同葬をやる予定であり、確認の問題がむずかしいが、遺骨を本国に送還する問題も生ずるであろう。代表部から何らか申越しありたるような場合には御連絡ありたい。

〔茶谷注〕文書は外務省の罫紙にペン字で手書されている。文書冒頭に「第五課長」の文字印が押されている。来訪者二名につき、それぞれの名刺が添付されてる。

「 同和鉦業株式会社

花岡鉦業所

総務課長 畠沢恭一

秋田県北秋田郡花岡町

電話 (花岡) 二番

「 同和鉦業株式会社

常務取締役 森田席男

東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地

(□□ビル)

電話 □□□□ 代表 一〇七二番

代表 一一七一番

代表 一二二二番

資料B

昭和二十九年十二月二十三日

七ツ館坑陥没災害報告書

花岡鉦業所 印

- 一、陥没年月日時 昭和一九年五月二十九日九時二〇分
- 二、陥没の原因 坑内伏流水の異状湧水による土砂崩壊による。
- 三、災害当日の従業員稼働数 一四〇名

採鉦夫 二四

支柱夫 一一

運搬及雑役夫九四

埋立夫 一

四、殉職者数

及右同氏名、年令、職名、本籍地並びに住所

二二名

職名 氏名 年令 本籍地

住所

小頭 吉田幸吉 四二 秋田県北秋田郡阿仁合町萱草

一八七

採鉦夫 旭沢武士 二三 秋田県北秋田郡花岡鉦山前田

社宅二一

地割一四八

右同 七一

同 武田敬次郎 三三 秋田県北秋田郡真中村大坡字

大坡二六の内

同 小笠原勝美 二二 秋田県北秋田郡長木村下岱野

真中道南一一

同 乳井幸助 四八 本籍地と同じ

秋田県北秋田郡扇田町字下扇

田三〇

秋田県北秋田郡花岡町花岡鉦

山稻荷沢会館

秋田県北秋田郡東館村独鉦字

独鉦一四三

支柱手子 田畑與四郎 一九 秋田県北秋田郡花岡町花岡鉦

秋田県北秋田郡花岡町花岡鉦

秋田県北秋田郡花岡町花岡鉦

同	栗澤與四郎	二〇	山前田社宅二一	同	安権永澁	四一	右同 第一橋寮 (慶尚北道)禮泉郡知保面松平
		一七二				里一六五	
		右同七三				右同 同	
坑内運鋏夫	長利留治	一九	秋田県鹿角郡小坂町杉沢九六	同	崔 泰植	二二	忠清南道鎮川郡德山面上新里
			秋田県北秋田郡花岡町稻荷沢			五	
			社宅一一			右同 第三橋寮	
同	斉藤岩次郎	三〇	秋田県北秋田郡下川沿村片山	同	星山殷載	一九	京畿道坡州郡炭泉面落河里三
			字片山九三			三	
			本籍地に同じ			右同 同	
運転夫	斉藤金治	一九	秋田県北秋田郡上川沿村根下	同	林 炳山	二二	忠清南道牙山郡温陽面岐山里
			戸下岱八〇			右同 同	
			秋田県大館市田代町	同	商山峻庸	二六	(慶尚北道)尚州郡功城面仁昌
同	島山忠太郎	二七	秋田県北秋田郡上川沿村鹿内	同		里四八四	
			四七の内二			右同 第一橋寮	
			本籍地に同じ	同	江川竜伊	三七	(慶尚北道)尚州郡功城面山玄
坑内運搬夫	山田魯元	三三	(慶尚北道)慶山郡龍城面谷新	同		洞七六一	
			洞六六五			右同 同	
			秋田県北秋田郡花岡町花岡鉞	同	石原点道	一九	(慶尚北道)清道郡華陽面
			山前田社宅六五			右同 第三橋寮	
同	金城奎宜	二三	(慶尚北道)慶山郡押梁面駕日	同	夏山相佑	三四	(慶尚北道)達城郡嘉昌面華洞
			洞三八三			右同 同	

同 吳 重甲 四五 全羅北道長水郡溪北面大谷里

右同 同

計 二二名

五、救助作業経過

仙台監督局その他関係官庁の指示に従い、災害と同時に救助作業に入った。先づ坑外においては陥没地区一帯に激烈な湧水があったので、ポンプ三台を設置、排水作業に専念。一方坑内においては、堂屋敷坑連絡坑道より坑内救出作業にとりかゝり、昼夜作業を続行した結果、六月一日十一時、生存者一名の救出に成功した。その後尚作業を続行せるも、七ツ館坑より堂屋敷坑への泥水の噴出激しく、堂屋敷坑それ自体も危険な状態となったので、鉾山監督局（竹本氏）、大館警察署長等と詮議の上、遭難者は殉職せるものとして坑内救助作業を中止した。（六月十六日）

六、殉職者及遺族に対する処置

五月二十九日（災害発生当日）遭難者家族相談所開設
五月三十日 遭難者殉職発表及家庭訪問
五月三十一日 社長、所長、山内遭難者訪問
六月一日（軍需）大臣より見舞金一封受付、そ

の旨揭示

同 山外遭難者の家族訪問

同 合同慰霊祭に関する打合せ

六月四日 遭難者及殉難者に対する遺族扶助料、特別弔慰金調書作成

（別表の通り）

六月五日 花岡町常会に出席し災害についての挨拶をす。

六月八日 鉾山常会を開催、災害についての挨拶をす。

六月十六日 労務課長、殉職家族を訪問、合同葬儀、弔慰金等について懇談す。

六月十八日 合同葬執行

六月二十日 朝鮮総督府へ災害報告のため、安達取締役渡鮮

六月二十五日 柳川係員、弔慰金を携行して渡鮮

七、その後の遺家族との関係

毎年、五月二十九日の命日には、各遺族に御案内申上げ、七ツ館坑上にて慰霊祭を行い、式后「鉾山クラブ」において遗体収容方法、遗体収容作業の進行状況等を説明し、又遺族の方々の希望等をも聴き、会社と遺族

との意思の疎通を計つて来た。尚、終戦直后より、二十六年頃までは世情が混沌として居たためか、日本人、朝鮮人共同で、或は個々に交渉に來たりして險惡な空氣になつた場合も多かつた。

八、殉難者遺体引揚げ作業状況

昭和十九年六月十六日、遭難者救出作業打切后、鉾山監督局並びに監督官庁等と協議の上、陥没地帯の埋立に重点を置き、坑内地盤の安定せる状態になつてのち、遺体の引揚げをすることとした。埋立作業は昭和二十六年十二月迄に土量八〇〇〇屯を要した。埋立作業完了と同時に、引揚げ作業にとりかかる準備として地下流水の方向及び流量等調査の為、井戸掘試験ボーリングによる調査等を行い、昭和二十七年四月、坑内状態は安定せるものとして開坑、土砂堅坑より坑内作業に入った。爾來、作業を続行中にて、二十九年十二月現在の予定によると、明三十年五月頃より遺体が順次引揚げ出来るのではないかと思はれる状態となつた。

九、七ツ館坑関係鉾業所指示系列並びに氏名

所長―採鉾課長―第二現業係長―七ツ館坑担当者

所長 谷崎 明
採鉾課長 相原章一
第二現業係長 山口義一
七ツ館坑担当者 山下徳松

一〇、七ツ館坑関係図面

九葉（図面の紹介は略す）

補注

1 花岡鉾山七ツ館事件の七〇周年に当たる二〇一四年五月二十九日、殉難者追悼会・シンポジウムが開催された。追悼会には、日本人犠牲者の遺族の多数が列席され、朝鮮人犠牲者の一人崔泰植さんの長女崔光淳さんが家族三人で韓国から來訪、列席された。当日は、佐竹敬久秋田県知事、小畑元大館市長、李凡淵駐仙台大韓民国総領事の追悼の言葉があり、大館市、秋田県内外から多数の参列者があつた。

2 本稿は、韓日民族問題学会「韓日民族問題研究」第26号（二〇一四年六月三〇日刊）に日本語・韓国語で掲載されたもの。若干補筆したものであることをお断りする。

3 日韓両国の研究者の協力によつて、朝鮮人犠牲者の大部分の実名と経歴が明らかになつた。次ページにその一覽を掲載する。

花岡鉱山七ツ館坑陥没災害 罹災者給与金額

氏名	年令	勤続年数	特別弔慰金				法定給与金			香奠その他	合計
			大臣見舞金	社長見舞金	員田男見舞金	特別弔慰金	遺族扶助料	退職手当金	埋葬料		
吉田幸吉	43	34.2	220	220	22	5,000	2,000	1,686.63	150	30	9,328.63
杣沢武士	28	7.2	220	220	22	4,500	1,880	358.16	140	30	7,370.16
小笠原勝見	20	2.8	220	220	22	3,700	1,600	130.90	120	30	6,042.90
武田敬次郎	36	8.3	220	220	22	4,500	1,880	402.17	140	30	7,414.17
田畑正蔵	20	2.7	220	220	22	3,300	1,600	105.44	120	30	5,617.44
栗沢与四郎	21	1.8	220	220	22	3,300	1,720	79.00	130	30	5,721.00
斉藤岩次郎	31	5.9	220	220	22	4,500	1,880	255.38	140	30	7,267.38
長利留治	20	2.3	220	220	22	3,700	1,600	136.71	120	30	6,048.71
畠山忠太郎	28	3.1	220	220	22	3,700	1,600	162.44	120	30	6,074.44
斉藤金治	20	1.2	220	220	22	3,300	1,480	61.20	110	30	5,443.20
乳井幸助	49	0.3	220	220	22	3,000	1,880	14.99	140	30	5,526.99
山田魯元	32	1.1	220	220	22	3,500	1,880	86.63	140	40	6,108.63
金城奎宜	32	1.1	220	220	22	3,300	1,880	85.05	140	40	5,907.05
安権永壽	41	1.4	220	220	22	3,300	1,880	69.30	140	40	5,891.30
崔 泰植	22	1.2	220	220	22	3,300	1,880	68.43	140	40	5,890.43
星山段載	19	1.2	220	220	22	3,300	1,880	68.83	140	40	5,890.83
林 炳山	22	1.2	220	220	22	3,300	1,880	68.43	140	40	5,890.43
商山峻庸	26	0.6	220	220	22	3,300	1,880	29.37	140	40	5,551.37
江川龍伊	34	0.6	220	220	22	2,500	1,880	29.37	140	40	5,051.37
石原点道	19	0.1	220	220	22	2,500	1,880	4.56	140	40	5,026.56
夏山相佑	31	0.1	220	220	22	2,500	1,880	4.56	140	40	5,026.56
呉 重甲	43	0.1	220	220	22	2,500	1,880	4.56	140	40	5,026.56
新井在徳	28	0.1	160	160	16	0	0	0.00	0	0	336.00
合計			5,000	5,000	500	75,300	39,800	3,911.11	2,970	770	133,452.11

花岡鉱山七ツ館事件 朝鮮人殉難者名簿

実氏名	名簿氏名	死亡時		生年月日			本籍地		入所年月日				
		年齢	年号	年	西曆	月	日	道	郡	年号	年	西曆	月
朴 魯元	山田魯元	32	大正 2	1913			慶尚北道	慶山郡	昭和 17	1942	7	7	
金 奎宜	金城奎宜	23	大正 11	1922	4	24	慶尚北道	慶山郡	昭和 17	1942	7	7	
安 永壽	安権永壽	41	明治 37	1904			慶尚北道	禮泉郡	昭和 18	1943	1	31	
崔 泰植	崔 泰植	22	大正 12	1923	1	25	忠清北道	鎮川郡	昭和 18	1943	4	17	
全 段載	星山段載	19	大正 15	1926	4	28	京畿道	坡州郡	昭和 18	1943	4	19	
林 炳山	林 炳山	22	大正 12	1923	12	16	忠清南道	牙山郡	昭和 18	1943	4	19	
秋 貫出	秋山峻庸	26	大正 8	1919	2	18	慶尚北道	尚州郡	昭和 18	1943	11	19	
韓 龍伊	江川龍伊	37	明治 41	1908			慶尚北道	尚州郡	昭和 18	1943	11	19	
○ 點道	石原点道	19	大正 15	1926			慶尚北道	清道郡	昭和 19	1944	5	8	
李 但岩	夏山相佑	30	大正 4	1915			慶尚北道	達城郡	昭和 19	1944	5	8	
呉 重甲	呉 重甲	40	明治 38	1905			全羅北道	長水郡	昭和 19	1944	5	8	